

相続税還付のご案内

～相談無料、完全成功報酬～

ご挨拶

相続税について、下記の様な不動産評価・税務署との交渉により、税務署等より還付される可能性があります。財務省の統計より、平成22年では相続件数1,197,012件のうち、相続税課税の対象件数が49,891件、そのうち80%に不動産の評価ミスが見られました。相続税減額の更正請求期間は約6年あり、約240,000件が相続税の見直し対象になります。相続税手続きの経験が少ない、あるいは不動産の評価に不安がございます方は、下記をご確認の上、ご相談のほどよろしくお願いたします。

不動産評価による相続税還付

- 相続税申告書の見直し…相続税は慣れない税金であり、一般の税理士では納税額が過大になるケースが非常に多い
 - ➡ 相続税専門税理士 & 不動産鑑定士により、当初の相続税申告書を見直す
- 土地評価の見直し…路線価のみの税額計算により、都市計画道路予定地や容積率等が考慮されずに課せられた相続税に対し、不動産評価を行い、根拠資料を作成
- 税務署との折衝…相続税申告後、最大5年10か月以内であれば、税務署に対して還付請求を行える

お客様のメリット

- 思ってもみなかった多額な税金の還付が可能(数千万円戻った例も多数あり)
- 相続税専門税理士 & 不動産鑑定士が、実際の手続きから税務署との折衝を行うため、負担なし
- 相談無料、机上鑑定無料、現地調査5万円～、完全報酬型(還付金の30%を頂きます)

・東京都内S区での相続税還付例(土地面積 530 m²)
納付済相続税額 25,440 万円 → 再鑑定額の是認税額 20,732 万円
= 相続税還付額 4,708 万円+還付金利

・F県郊外での相続税還付例(土地面積 1,000 m²)
納付済相続税額 7,990 万円 → 再鑑定額の是認税額 5,099 万円
= 相続税還付額 2,891 万円+還付金利

相続税専門税理士 & 不動産鑑定士により、
上記根拠資料を基に税務署と協議

税務署による審査

還付決定



お問合せ先

株式会社 CNC財務マネジメント 担当：飯田、澤田
住所：東京都千代田区神田錦町1-21 轟神田ビル602
TEL：03(3518)9448
FAX：03(3518)9944
E-mail：sawada@cnc-holdings.jp
URL：<http://cnc-holdings.jp/financial/>